

## 2 公共公益施設の緑化



# (1) 福岡市公共施設緑化水準

公園緑地をはじめ、道路・河川・学校・官公庁等の公共施設は、連続性やボリュームのある緑を確保することができ、地域の緑の拠点、緑のまちづくりの先導役としての役割があります。各施設の機能を確保しながらも可能な限り緑化を図り、地域の特性に応じた美しい緑づくりを進めます。

## ③ 緑化水準

### ■ 福岡市公共施設緑化水準

公共施設区分	緑被率	考  え  方
公園緑地	敷地面積の30%～50%以上	「都市緑化対策推進要綱（建設省通達：昭和58年3月30日改正）」による。 ・街区公園……………30%以上                      ・総合公園……………50%以上 ・近隣公園……………50%以上                      ・運動公園……………30%以上 ・地区公園……………50%以上
道 路		・「道路構造令（H13.4.25改正）」・「福岡市街路樹整備指針（H14.5方針決定）」による
河川・ため池	敷地面積から水面護岸面積を除く面積の30%程度	・動植物生態系の維持、親水空間としての利用を考慮して、護岸及び水面以外の部分を30%緑化。 ・河川：「河川等の植栽基準（国土交通省H10.6.19通達）」参照。
公 営 住 宅	敷地面積の20%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率20%を目標としているため、20%程度の緑被率とする。
海 岸 ・ 港 湾		本緑地水準の公園緑地、道路及び各公共施設等の緑被率と同等
官 公 署 施 設 (庁舎、市民センター等)	敷地面積の20～30%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率30%を目標としているため、20～30%程度の緑被率とする。
厚 生 施 設 (病院、福祉施設等)	敷地面積の20%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率20%を目標としているため、20%程度の緑被率とする。
文 教 施 設 (学校等)	敷地面積の20%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率20%を目標としているため、20%程度の緑被率とする。
処 理 施 設 (浄水場、下水処理場等)	敷地面積の20～35%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率35%を目標としているため、20～35%程度の緑被率とする。
運 輸 施 設 (バスターミナル、車両基地等)	敷地面積の20～45%程度	・「福岡市緑の基本計画」では緑被率45%を目標としているため、20～45%程度の緑被率とする。

## ① 位置づけ

この水準は、「福岡市緑の基本計画」に基づき、福岡市公共施設の効果的な緑化の推進と緑化水準の向上を図るために設けています。

## ② 対象施設

福岡市が設置、または管理する全ての施設を対象とし、整備（新築）、または再整備（改築）する場合に適用します。

### ◆ 用語の意味と内容 ◆

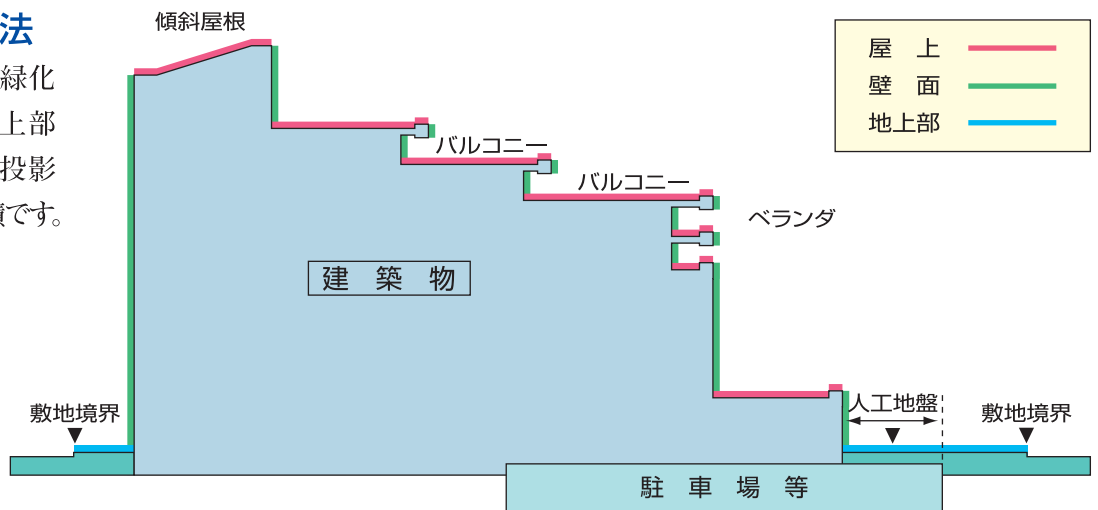
- 緑 化……本水準という緑化とは、地面や人工的に造った植栽基盤を、樹木や地被植物で覆うことをいいます。
- 緑化面積……緑化面積は、原則として緑化施設に含まれるすべての樹木や地被植物を同一の水平面に投影した範囲の面積を合計したものであり、「緑化面積の算出方法」にもとづき算出を行います。
- 緑 被 率……緑化面積の敷地面積に対する割合をいいます。
- 樹 木……樹木は、高木と低木をいい、タケ類を含みます。ここでいう高木とは、幹が通常単幹で太くなり、枝条とは明確に区分され、樹高が高く伸びる樹木をいいます。樹高について明確な基準はありませんが、一般的に樹高が3m以上になるものをいいます。ここでいう低木とは、十分に生育しても高く成長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多く、幹が単一で株立状にならないものもあります。樹高について明確な基準はありませんが、一般的に3m以下のものをいいます。

## ◆ 用語の意味と内容 ◆

- 地被植物……地被植物は、芝、リュウノヒゲ、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいいます。
- 棚 も の……棚ものは、フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など棚状に植物を仕立てるものをいい、アーチ状のものなども含まれます。
- 植栽基盤……植栽基盤は、樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みをもつ土壌等をいいます。  
(可動式植栽基盤) 可動式植栽基盤は、プランターやコンテナなどの容器に土壌等を入れて移動が可能な植栽基盤としたものですが、緑化施設整備計画では安定的に設置するもの(容量がおおむね100リットル以上)を対象とします。
- 樹冠・樹冠投影面積……樹冠とは、樹木の上部についている枝と葉の集まりであり、樹冠投影面積は、樹木が成長した時点を想定した樹冠の水平投影面積とします。
- 地上・屋上・壁面……地上、屋上、壁面は図に示すものを基本とします。地上には、地面と一体になっている人工地盤を含みます。屋上は、建築物の屋根の部分であり、バルコニーやベランダの床面を含みます。壁面は、建築物の外壁面であり、バルコニーやベランダの外壁面を含みます。

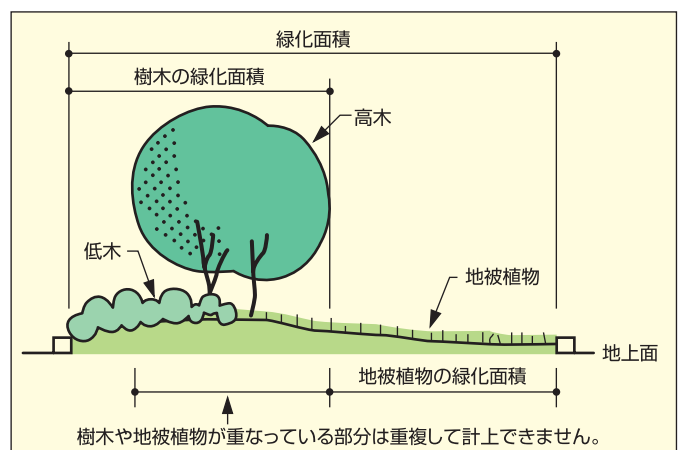
## ◎緑化面積の算出方法

緑化面積は、原則として緑化施設に含まれる植物の地上部分すべてを同一水平面に投影して得られる範囲の合計面積です。



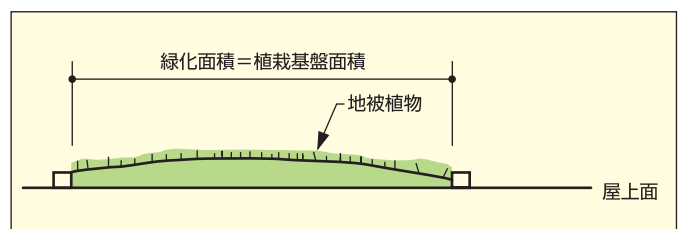
## A 地上の緑化面積

樹木の面積は、樹冠投影面積とします。地被植物の面積は、成長時に被覆する面積(地被植物で被うことを計画した範囲の水平投影面積)とします。ただし、樹木と樹木または樹木と地被植物が重なる場合は重複して計上することは出来ません。



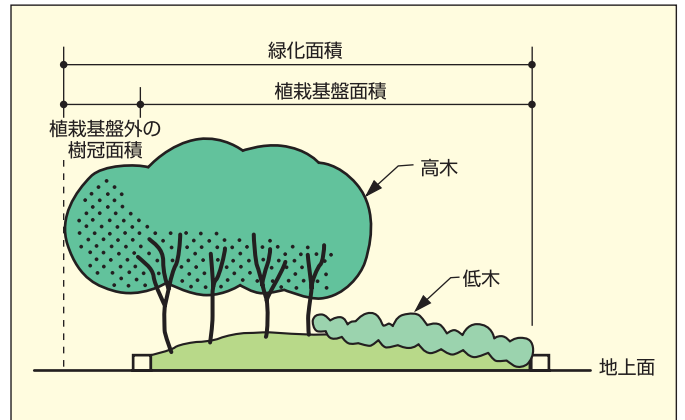
## B 屋上の緑化面積

樹木、地被植物を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。



## 可動式植栽基盤（プランター等）の緑化面積

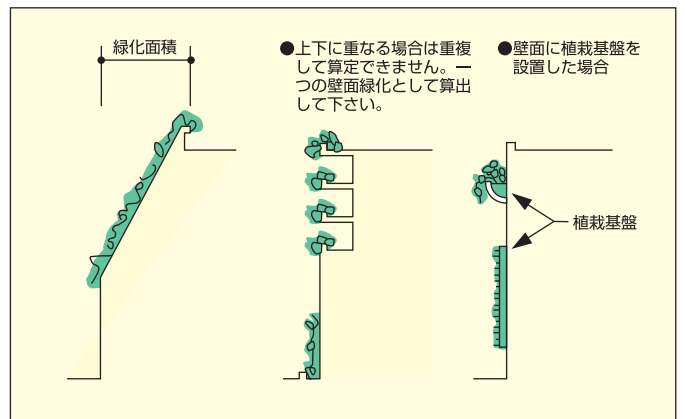
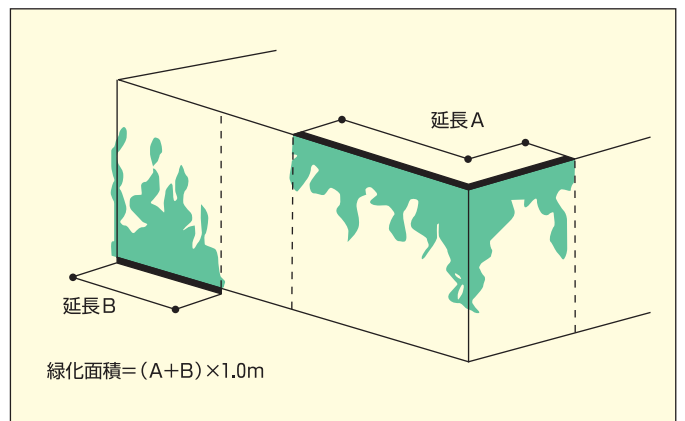
地上や屋上に、可動式植栽基盤を用いる場合は、容量がおおむね100リットル以上のものを対象とし、植栽基盤の面積を緑化面積とします。



## 壁面の緑化面積

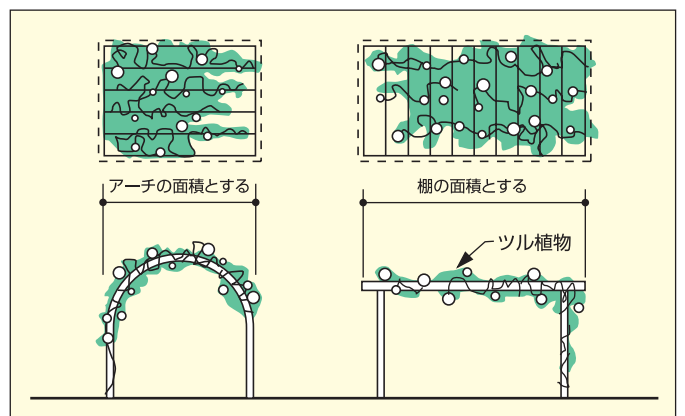
直立している壁面については、緑化しようとする部分の水平延長に1.0mを乗じた面積です。傾斜した壁面では、緑化しようとする部分の水平投影面積です。

注：地上から登はんさせる緑化、屋上など壁面の上部から下垂させる緑化、壁面に植栽基盤を設置して行う緑化も全て上記の面積算定とします。なお同一壁面において、上記のいくつかの手法を併用して緑化する場合には重複して面積算定することはできません。ベランダ、バルコニーの壁面も同様とします。



## 棚ものの緑化面積

地上や屋上に、棚ものを設置する場合は、ツル植物の生長時において、棚を被覆する面積（ツル植物で覆うことを計画した範囲の水平投影面積）とします。

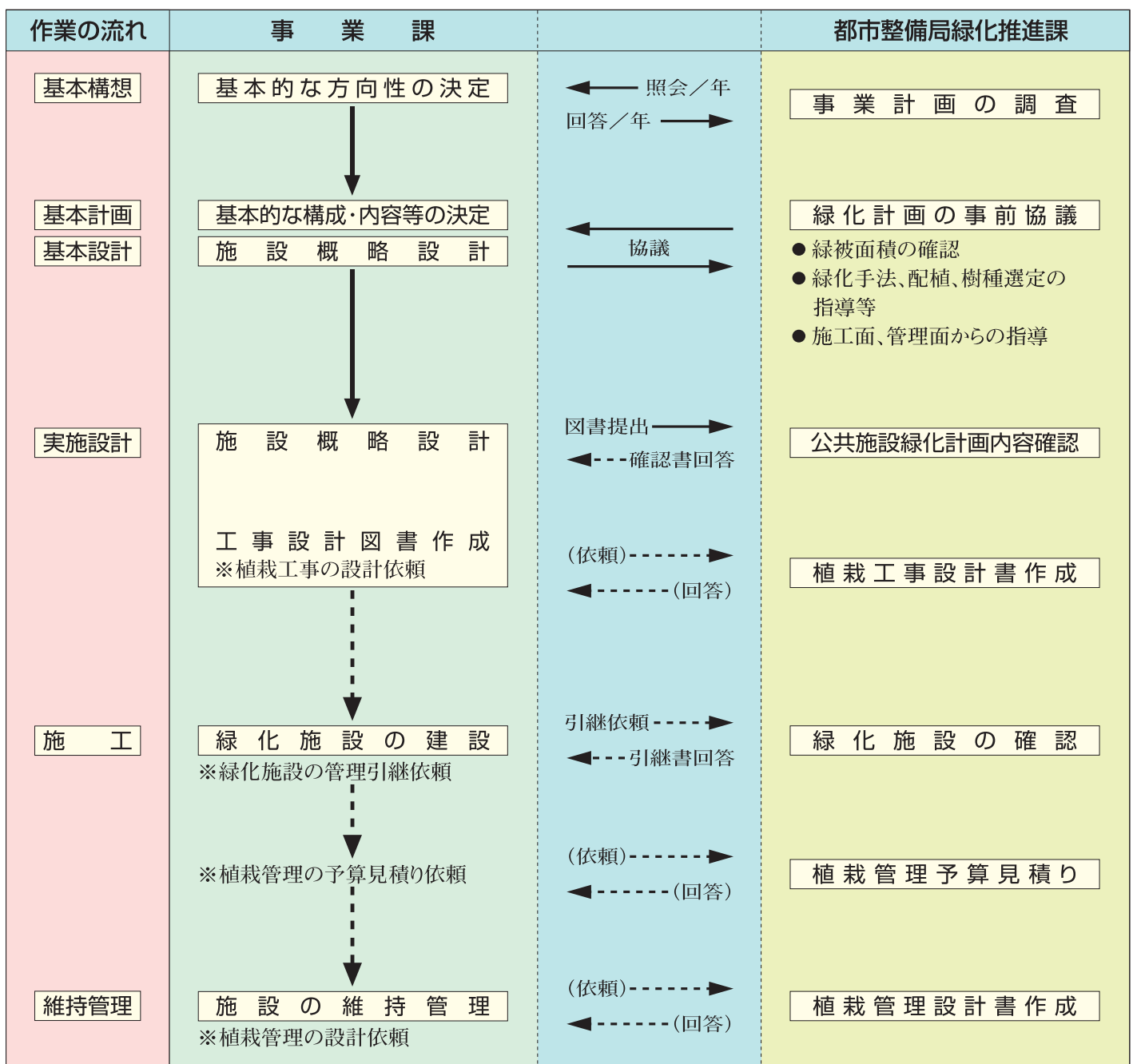


#### ④ 福岡市公共施設緑化協議フロー

- 緑化事業は各事業部局で執行するが、公共施設緑化の一元化を図るため、公園緑地部と協議を行うものとする。
- 実施計画以前に事前協議を完了し、公共施設緑化計画協議図書を提出する。

- 緑化事業に関する「予算見積り」、「整備・維持管理の設計」については、依頼に応じ公園緑地部で行う。

#### ◆ 協議フロー



- 凡例 ◀-----▶：設計等依頼または施設引継が発生する場合
- 公共施設緑化計画協議図書の作成については「福岡市公共施設緑化協議の手引き」参照

## (2) 公園の緑化

### ① 公園の種類(都市公園基準)

公園には規模・機能により様々な種別がありますが、以下の種別は都市公園法に定められる公園の分類です。



今津運動公園

### ◆都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離250mを原則として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。2～3小学校区に1カ所以上、誘致距離500mを原則として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。各区に2～3カ所を原則として配置する。
	総合公園	都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、都市規模に応じて1箇所当り面積10～15haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とし、都市規模に応じて1箇所当り面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とし、自然条件に応じて配置する。
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用を目的とする公園。
	歴史公園	史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般に公開することを目的とし、文化財の立地に応じて配置する。
	墓園	その利用の2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園。
国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として、国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当り面積おおむね300ha以上を標準として配置する。	
都市緑地	主として都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当り面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20m標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	

## ② 緑化の基本的な考え方

公園は、緑とふれあうことができる身近な場所であり、人々がやすらぎ、コミュニティーを育み地域への愛着心を形成することができる場所でもあります。公園の緑化により、地

域にうるおいを与えるだけではなく、防災や微気象の緩和などの機能により、地域全体の生活環境を安全で快適なものにします。

### やすらぎ効果 のある緑化

休息の場として緑陰の形成や安全性を考慮した見通しのよい開放的な緑化を行う。



### 季節感の ある緑化

身近な自然とのふれあいの場として四季の変化を感じられるよう花や新緑、紅葉等を考慮した緑化を行う。



### 地域性を 考慮した緑化

地域への愛着を育てるため、ランドマークやシンボルになる樹木を取り入れた緑化を行う。



### 防災効果を 高める緑化

公園は災害時の避難地として非常に有効な場所であり、耐火性の高い樹種を選定し防災効果を高める緑化を行う。



### 生態系を 維持する ための緑化

生物の好む樹種や生物の生息、生育環境にポイントをおいた植生を再生し、小動物や昆虫などの生態系の維持に配慮した緑化を行う。



## A 公園整備の流れ

公園の整備にあたっては、自然環境や社会環境等の条件を踏まえ、市民とともに施設計画や利用計画等を考えるワークショップ形式の公園づくりも進めています。



舞鶴公園

## ■都市公園整備のフロー

段 階	作 業 内 容			
構 想 〈検討・整理〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境条件調査</li> <li>●自然的環境(気象、地形、土地、地下水、植生、景観等)</li> <li>●社会的環境(地域の生活、歴史性、郷土の景観、緑の関心、樹木等生産、交通輸送手段等)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑化計画と条件</li> <li>●緑化対象の規模、性格</li> <li>●緑化計画の基本方針</li> <li>●事業費</li> <li>●施工条件</li> <li>●管理方針</li> </ul>	
計 画 〈総合・調整〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設及び植栽地のゾーニング(修景、ランドマーク、微気象調節、観賞等)</li> <li>●施設内容の検討と設定(目的、機能との整合性、規模等)</li> <li>●樹木の設定と植栽地環境の整備(目的と機能の樹木、気象・土地的条件への対応)</li> <li>●周辺環境との調和(景観の調和、機能の調和、色彩)</li> <li>●施工管理計画との調整(適期、工程、管理方法、主体、コストプラン)</li> <li>●住民参加のワークショップによる公園づくりまたは、地元との協議</li> </ul>			
設 計 〈協 議〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設設計</li> <li>●造成設計</li> <li>●施設配置設計</li> <li>●園路設計</li> <li>●電気・排水等設計</li> <li>●構造設計その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽設計</li> <li>●基盤整備(改良)</li> <li>●樹種の選定</li> <li>●品質寸法、規格</li> <li>●配植、構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存植物の有無</li> <li>●保全利用</li> <li>●補植</li> <li>●移植</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関連施設との調整</li> <li>●建築</li> <li>●土木・設備</li> <li>●その他</li> </ul>
施 工 〈引継ぎ〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画</li> <li>●施工計画</li> <li>●施工工程</li> <li>●施工方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設施工</li> <li>●地盤の造成</li> <li>●施設工事</li> <li>●舗装工事</li> <li>●設備工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽施工</li> <li>●新植・移植</li> <li>●掘取り、運搬</li> <li>●植付け</li> <li>●養生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事完了と引継ぎ</li> </ul>
維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設管理</li> <li>●管理計画の作成</li> <li>●巡回点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽管理</li> <li>●灌水、除草</li> <li>●整枝・剪定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病虫害防除</li> <li>●住民参加</li> </ul>	



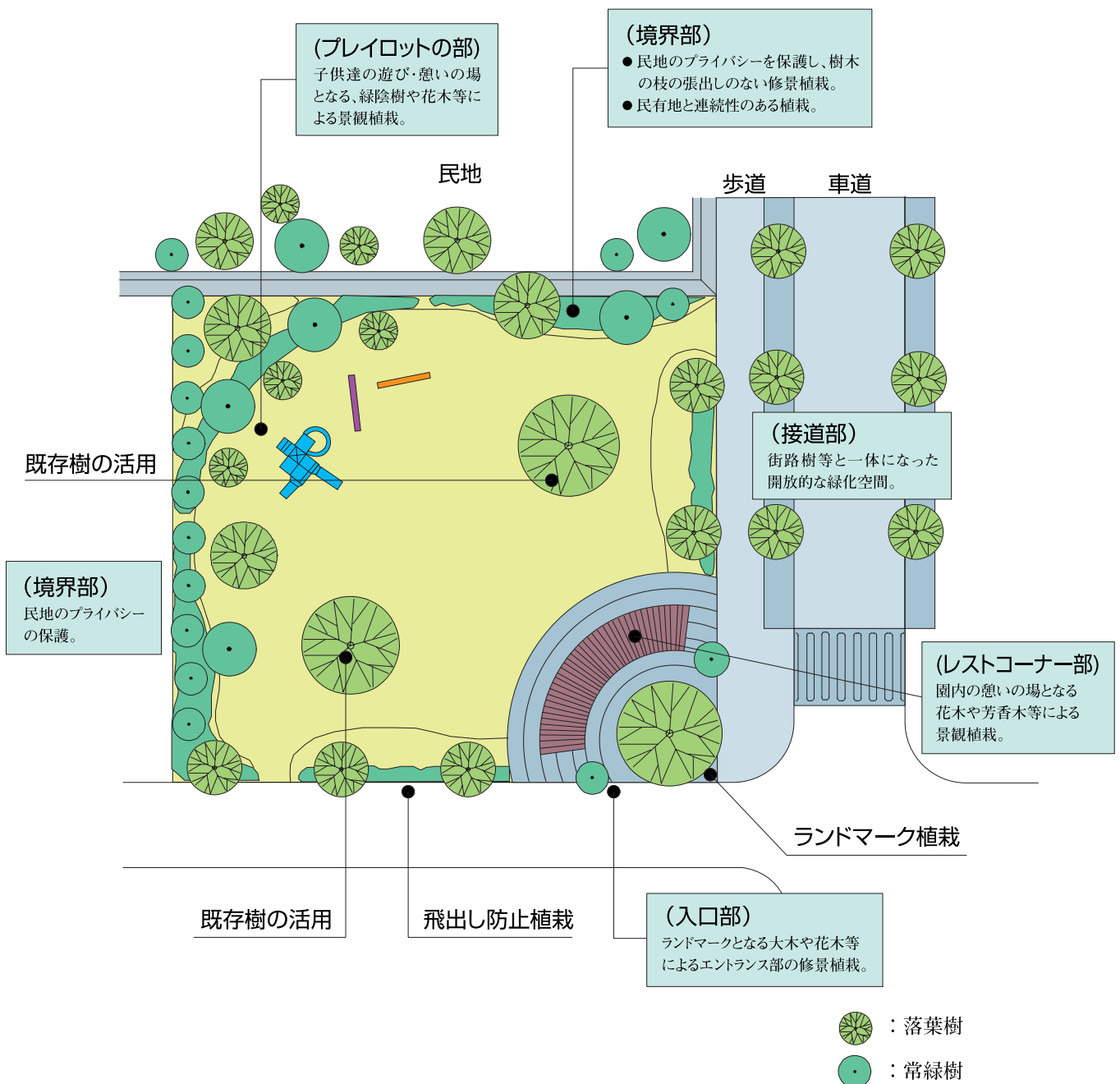
### ③緑化計画

#### ◎一般的な事項

- ㉞ 既存の樹木を活用するとともに、自然樹形が保てるような樹種及び植栽形態を検討します。
- ㉟ 民有地に接するところの植栽時には、方位、地形、宅地の状況等を考慮し、十分な生育空間を確保します。
- ㊱ 公園のランドマーク、シンボルになる樹木は樹形・大きさ等、将来を考慮して選定します。
- ㊲ 公園は施設内容に合わせ、利用空間の雰囲気を高める植栽や四季が感じられる植栽を行います。
- ㊳ 道路沿いの植栽は、見通しをよくするため中木や低木の使用には充分配慮します。

#### ◆公園の緑化モデルプラン

- 機能植栽は、P.46～48を参照してください。



## (3) 道路の緑化

### ① 基本的な考え方

道路は、交流と物流の重要な施設であるが、交通量の増大とともに、騒音や排気ガス等による沿道の環境悪化が問題となっています。街路樹の防音効果や粉塵吸着作用

等による沿道の環境改善だけではなく、緑のネットワークを形成することで、生物の生息空間の拡大やヒートアイランド現象の緩和にもつながります。

#### 環境圧を緩和する緑化

快適な都市環境を形成するためヒートアイランド現象の緩和や大気の冷却、浄化を図る「風のみち」としての効果が高めるような帯状の植栽によって、連続性のある緑化を行う。



#### 都市景観と安全性等を高める緑化

道路の安全性を高めるために、歩車道分離の植栽帯を設けるが、樹木の生長に伴う視認性・安全性の低木を考慮しながら、都市景観の向上を図る緑化を行う。



#### 防災機能を高める緑化

家屋の倒壊や火災の延焼を防止するため、避難路となる道路には耐火性の高い樹木を植栽する。



#### 地域性を考慮した緑化

地域への愛着を育てるためランドマークやシンボルになる大木や特色のある樹木を取り入れた緑化を行う。



#### 生態系を維持するための緑化

山すそから公園緑地や河川、ため池をつなぎ、市街地における鳥や昆虫の移動空間となるような緑化を行う。



## ② 街路樹整備の基本的な考え方

道路を取り巻く社会状況の変化に対応するため、車道を中心として道路全体の構造を定めるこれまでの考え方を改め、各利用主体のための空間をそれぞれ独立に位置づけ、これらが互いに調和した道路空間となるよう道路構造の再構築・見直しを図る一環として、平成13年に道路構造令の改正が行われました。

また、平成12年5月17日に交付された「高齢者、身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)においては、道路空間のバリアフリー化により、高齢者、身体障害者等の

移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性、安全性の向上を図ることの必要性が位置づけられました。

福岡市においても、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区だけでなく、それ以外の地域も含めて、すべての人が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指しているところです。

これらを受けて、道路整備計画との整合のとれた街路樹を整備するため、道路構造令による歩道等の有効幅員を確保した上で、植樹帯を設置することを原則とします。

## A 道路構造令(平成13年度改正の趣旨)

車道を中心とした道路全体の構造を定める考えを改め、歩行者、自転車、公共交通機関、緑及び自動車のための

空間をそれぞれ独立に位置づけるとともに、これらが互いに調和した道路空間となるよう道路構造の再構築・見直しを図ることとしています。

### 【道路構造令と植樹帯】

種 別	有 効 幅 員		植樹帯	植樹帯を含む幅員		備 考
	交通多	交通少		幅員+植樹帯		
	A	B	C	A+C	B+C	
	m以上	m以上	m以上	m以上	m以上	
第4種 第1、2級						
自転車歩行者道	4.00	3.00	1.50	5.50	4.50	道路構造令第10条の2
歩 道	3.50	2.00	1.50	5.00	3.50	道路構造令第11条

交通多：歩行者の交通量が多い道路…歩行者:500～600人/日以上を目安 交通少：上記以外の道路  
\*第4種 第1、2級以外の道路については、必要に応じ上表に準じて植樹帯を設ける。

## B 道路構造令の弾力的運用

現在整備されている路線は、ほとんどが道路構造令の平成13年度改正以前に都市計画決定された路線であり、以前の道路構造令に基づき幅員の決定がなされています。このため、既都市計画路線の整備について、安全で快適な道路整備を推進し、既整備区間との整合性や地元要望等地域の特性に応じた街路樹整備を行うためには、改正された道路構造令の弾力的な運用が必須となります。以上のことから、必要な歩行空間を確保することを原則として、平成13年度改正道路構造令を弾力的に運用した、福岡市の現状に即した街路樹の植栽基準を定めます。

## C 歩道空間確保の考え方

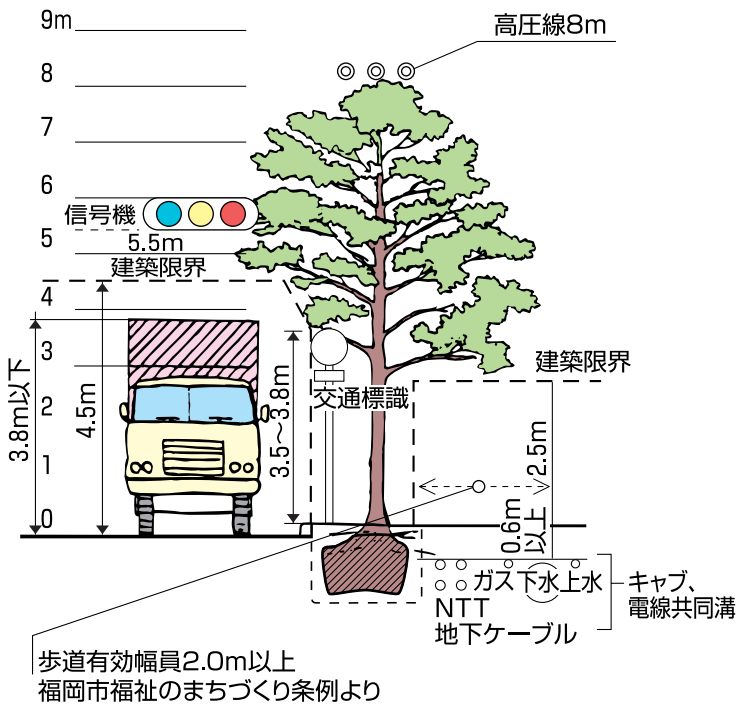
「福祉のまちづくり条例」施設整備マニュアルにより、車椅子同士が安心してすれ違える歩行空間として、原則2.0m以上の幅員を確保すると定められています。このため、道路拡幅を伴わない場合の街路樹整備における歩行空間についての考え方を以下に示します。

- 車道部分(路側帯等)を狭小にすることにより歩行空間を確保します。
- 植樹帯等を狭小にすることにより、歩行空間を確保する。
- 街路樹を新規に整備する路線(区間)は、有効幅員2.0m未満の場合、街路樹を植栽しません。
- 既存の街路樹がある路線(区間)は、有効幅員の確保と緑化推進の見地から、樹種の選定や設置方法を工夫しながら整備します。

## ④ 街路樹の生育環境

道路構造令では、道路には車両や歩行者の安全を確保するために、一定の幅と高さの範囲内に障害となるような物を設けてはならないという限界(建築限界)が規定されており、街路樹もこの「建築限界」を考慮して植栽し維持管理する必要があります。

### ●街路樹生育環境模式図



## ③ 整備指針

### A 同一路線(同一区間)=同一樹種

一つのまとまりのある地域の路線あるいは、河川や広幅員の道路等により分断された区域・区間の路線は原則として同一樹種とします。

### B 地域の特徴を考慮した整備

街路樹は、地域の特徴を考慮した整備をおこないます。

- 都心部：公開空地などのオープンスペースに連続性をもたせ、都市の魅力を高める街路樹整備を図ります。
- 住宅地：住宅地のまち並みに秩序と統一感を与え、住民から愛され、生活空間に潤いを与える街路樹整備を図ります。
- 海辺：福岡市のシンボルである博多湾を意識し、海辺の景観に適した街路樹整備を図ります。
- 田園部：市街地との連続性と既存集落の一体感を創出する街路樹整備を図ります。
- 山間部：自然の植生に配慮しながら、市街地から山間部への緑の連続性を創出する街路樹整備を図ります。
- 流通産業部：無機質的でボリュームがある施設を緑で緩和するとともに、周辺地域の緩衝緑地としての機能を考慮した街路樹整備を図ります。

